

平成26年4月8日

無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）

ドリームフライト
**Dream
Flight**新発売

の発売について

〔指定通貨：アメリカ合衆国通貨またはオーストラリア連邦通貨〕

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 有末 真哉）では、平成26年4月14日より、**無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）『ドリームフライト』**を販売開始いたしますので、お知らせいたします。

『ドリームフライト』は当社の外貨建商品の第二弾となります。外貨建商品の第一弾である**無配当外貨建終身保険（予定利率更改型）『ドリームクルーズ／ドリームクルーズプラス』**は、平成25年4月1日の発売開始以来の累計販売件数が約3万5千件となっておりご好評いただいております。

記

1. 商品の特徴

※本リリースでは「アメリカ合衆国通貨」を「米ドル」、
「オーストラリア連邦通貨」を「豪ドル」といいます。

日本と比較して高金利国の通貨（米ドルまたは豪ドル）建であるため、当社の円建の年金保険と比べ、同じお払い込み金額で **より多くの年金**※を準備することができます。

※ 現在の金利水準や為替水準のままの場合

- **毎回、円建の一定金額**をお払い込みいただきます。
- 円建のお払い込み金額は、契約時にお選びいただいた指定通貨（米ドルまたは豪ドル）に換算し、日本国債よりも金利の高いアメリカ合衆国国債（米ドル建の場合）またはオーストラリア連邦国債（豪ドル建の場合）などで運用されます。このため、現在の金利水準や為替水準のままであれば、当社の円建の年金保険に比べ、同じお払い込み金額で、**より多くの年金**をお受け取りいただけます。
- この保険には為替リスクがあります。詳細は「為替リスクについて」をご覧ください。

外貨建のため保険料払込時や年金受取時などに外国為替相場の影響を受けますが、年金受取方法のバリエーションがあることや、年金開始日を繰り下げることができるなど、

外国為替相場や生活状況に応じた受取方法をお選びいただけます。

- 年金の受取方法のバリエーションは、①指定通貨で年金を受け取る方法、②お受け取りのたびに円に換算して年金を受け取る方法、③年金開始時に円建の年金に移行して受け取る方法、があります。また、年金開始日を繰り下げることや年金を一括して受け取ることもできます。

個人年金保険料税制適格特約により「個人年金保険料」として

所得控除の適用が受けられます※。

※個人年金保険料控除の対象として所得控除の適用を受けるには所定の条件を満たす必要があります。

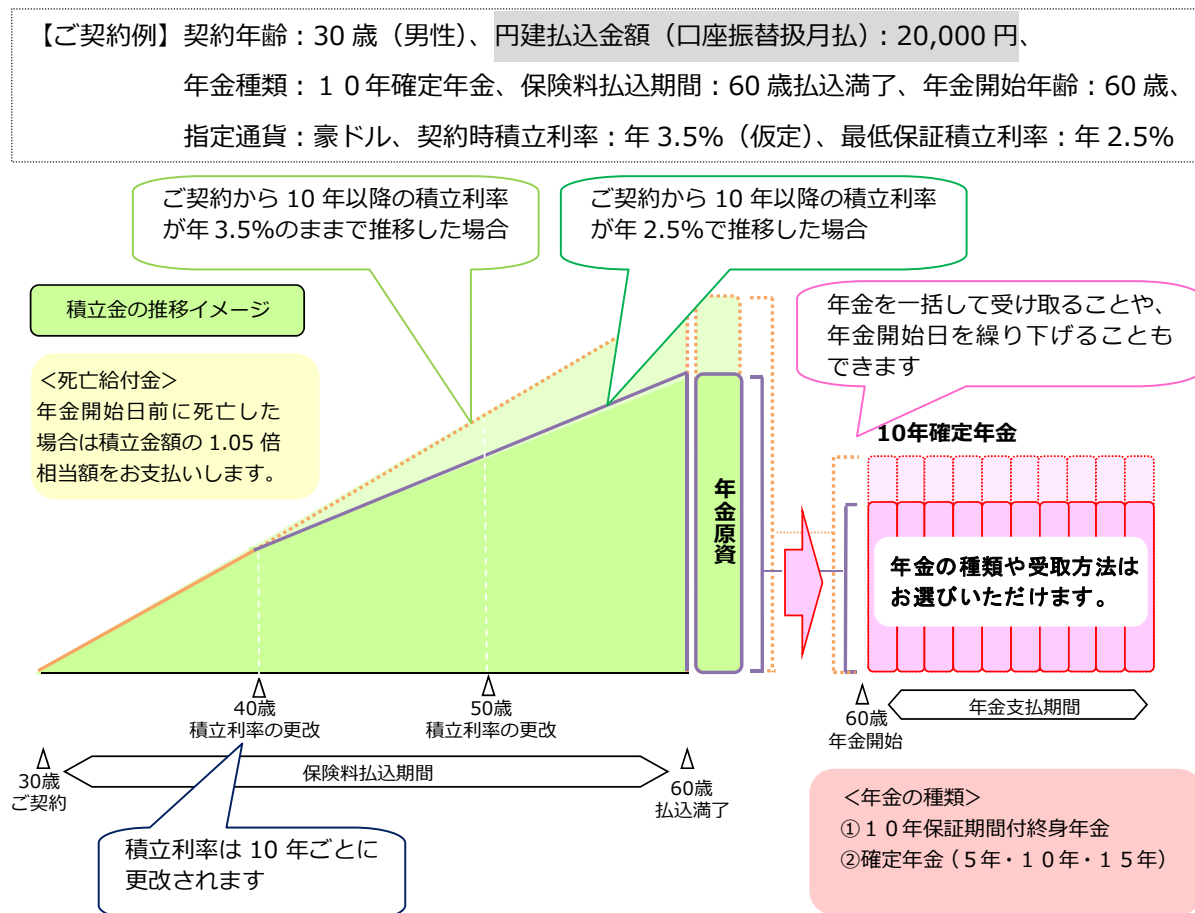
2. 開発の背景

わが国では、少子高齢化の急速な進行、経済成長の停滞など社会保障が前提としてきた社会経済構造が大きく変わってきています。そのような中、公的年金をはじめとする社会保障制度を補完し、ご自身で老後にむけて必要な資金を準備したいというニーズが一層強くなっています。

また、長引くゼロ金利下において、株式や外貨建資産への投資などの多様な資産での運用を行うことで、預貯金よりも効率的に資産を増やしたいというニーズが高くなっています。

このような状況下、当社ではお客さまの様々なニーズにお応えすべく、新商品「無配当外貨建個人年金保険（積立利率更改型）『ドリームフライト』」を開発いたしました。この商品は米ドル建と豪ドル建を選ぶことができ、現在、日本国債よりも金利の高いアメリカ合衆国国債またはオーストラリア連邦国債等で運用することから、円建の年金保険と比較して積立利率が高めに設定され、お客さまにとって魅力ある内容となっております。

3. 仕組み図



毎回、円建の一定金額

（円建払込金額）を
お払い込みいただきます。

円建払込金額は、お払い込みのたびに豪ドルに換算して保険料額を算出します。

【上記ご契約例の場合の豪ドル換算後の保険料額例】

当社所定の 円換算レート （払込用）が	・ 1 豪ドル = 90 円の場合 … 222.22 豪ドル ・ 1 豪ドル = 100 円の場合 … 200.00 豪ドル ・ 1 豪ドル = 110 円の場合 … 181.82 豪ドル
---------------------------	--

4. 主な取り扱い

指定通貨	米ドルまたは豪ドル	
年金種類	10年保証期間付終身年金 確定年金（5年・10年・15年）	
加入年齢範囲	0歳～65歳	
保険料払込期間	10年～52年（全期払）	
	〔保証期間付終身年金〕 歳払済：55・60・65歳払済 年払込：10・15・20年払込	〔確定年金〕 歳払済：55・60・65・ 70歳払済 年払込：10・15・20年払込
	※保険料払込期間は10年以上必要なため、年金開始年齢により加入年齢の制約があります。	
保険料払込方法 （経路・回数）	団体扱（月払、半年払、年払） 口座振替扱（月払、半年払、年払） 送金扱（年払のみ）…保険料前納の場合のみのお取り扱いとなります。	
保険料の前納	取り扱います	
最低円建払込金額	月払：10,000円	
選択方法	告知書扱（現在の職業等を告知いただきます）	
付加可能な 主な特約	円換算払込特約【必須付加】 ・この保険には円建払込金額を定める場合の特則を付加した円換算払込特約が付加されますので、主契約の保険料をお払い込みの際は円建払込金額をお払い込みいただき、換算基準日における当社所定の円換算レート（払込用）で円建払込金額を指定通貨に換算した金額を主契約の保険料額とします。（指定通貨でのお払い込みはできません。） 円換算支払特約 ・年金、死亡給付金、解約返戻金などのご請求の際に円換算支払特約を付加していただくと、換算基準日における当社所定の円換算レート（支払用）で円に換算してお支払いすることができます。 円建年金移行特約 ・年金開始の際、円建年金移行特約を付加することによって、指定通貨建の年金原資を円に換算し、円建の年金に移行することができます。 ・年金額は指定通貨建の年金原資額の全部を年金開始日の前日を換算基準日として円換算レート（支払用）で円に換算した年金原資額をもとに、年金開始日における基礎率（予定利率等）に基づいて計算され算出されます。 個人年金保険料税制適格特約 ・所定の条件を満たす場合に、お払い込みいただく円建払込金額が、個人年金保険料控除の対象として所得控除の適用を受けられることを目的とした特約です。	

5. お客さまにご負担いただく費用および為替リスクについて

■お客さまにご負担いただく費用について

お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

(1) 保険契約関係費用について

【年金開始日前】

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用にあてられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用などが控除されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。
- 上記の費用のほかに、解約時に支払われる解約返戻金額の計算にあたっては、ご契約日から10年間、経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて、積立金から所定の金額を控除します。
- 控除される額の積立金に対する比率は、「 $1.7\% \times \text{保険料払込期間（年数）}$ 」を上限に、下表のとおり経過期間により減少します。

経過期間（月数）	解約時の控除額（積立金比例）
1年目～3年目	右記の（A）＋（B）
4年目～10年目	右記の（A）
11年目～	控除はありません

※（A）＝ 解約時の積立金額 $\times$ 保険料払込期間（年数） $\times$ 0.7%
 $\times$ （120－経過月数） $\div$ 120

※（B）＝ 解約時の積立金額 $\times$ 保険料払込期間（年数） $\times$ 1.0%
 $\times$ （36－経過月数） $\div$ 36

【年金開始日以後】

- 年金を維持・管理するための費用として、支払年金額の1.0%を年金支払日に責任準備金から控除します。

(2) 外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用について

① 円建払込金額をお払い込みいただく場合

円建払込金額を指定通貨建の保険料に換算する際に適用する当社所定の円換算レート（払込用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート （払込用）	換算基準日 ^{*1} における当社が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の仲値） $+0.25$ 円
-----------------	--

※TTM（電信売買相場の仲値）と円換算レート（払込用）の差（0.25円）は平成26年4月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（払込用）は換算基準日^{*1}における当社が指定する取引銀行が公示するTTS^{*2}（対顧客電信売相場）を上回ることはありません。

② 年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする場合

円換算支払特約を付加して年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする際、または円建年金移行特約の年金原資額を算出する際に適用する当社所定の円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート （支払用）	換算基準日 ^{*1} における当社が指定する取引銀行のTTM（電信売買相場の仲値） -0.25 円
-----------------	--

※TTM（電信売買相場の仲値）と円換算レート（支払用）の差（0.25円）は平成26年4月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（支払用）は換算基準日^{*1}における当社が指定する取引銀行が公示するTTB^{*2}（対顧客電信買相場）を下回ることはありません。

③ 年金、死亡給付金などを指定通貨でお支払いする場合

指定通貨をお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料^{*3}が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

- *1 換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。
- *2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- *3 リフティングチャージ、外貨引出手数料等のことで、金融機関によりお取り扱い、名称などは異なります。

※円換算レート（払込用）と円換算レート（支払用）は、同日であっても為替手数料により、適用レートが異なります。

【当社所定の円換算レートは、当社が指定する取引銀行の為替レートを基準としています。】

TTS (対顧客電信売相場)	銀行が顧客向けに外貨を売る（円を外貨に交換する）ときに用いられる為替レート
TTM (電信売買相場の仲値)	TTS（対顧客電信売相場）とTTB(対顧客電信買相場)の仲値
TTB (対顧客電信買相場)	銀行が顧客から外貨を買い取る（外貨を円に交換する）ときに用いられる為替レート

■ 為替リスクについて

外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。

- 指定通貨に換算した保険料額は、円換算レート（払込用）の変動により、お払い込みのたびに変動（増減）します。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする年金額、死亡給付金額などは、ご契約時の円換算レートで円に換算した年金額、死亡給付金額などを下回り、損失を生じるおそれがあります。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする年金の累計額や死亡給付金額、円建年金移行特約を付加して円に換算してお支払いする年金の累計額は、円建払込金額の累計額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」および「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり－約款」を必ずご覧ください。